平成２５年（フ）第７３号
鳥取県鳥取市湖山町北２丁目399番地　コーポラス松本101号
債務者　岩田　拓也
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６号
鳥取県米子市上後藤２丁目１番８―210号
債務者　國廣　　浩
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１５号
島根県雲南市木次町山方850番地28
債務者　安部　直美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２０号
愛媛県松山市上野町乙135番地16
債務者　上田眞奈美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３２号
愛媛県伊予市下吾川628番地３　セントラルヒルズ201号
債務者　宮尾　芳和
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３３号
愛媛県伊予市下吾川628番地３　セントラルヒルズ201号
債務者　宮尾　亮子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５２号
愛媛県松山市住吉２丁目５番22号
債務者　藤本　勇二
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５４号
愛媛県松山市馬木町2259番地　馬木団地３棟40号
債務者　寺岡久美子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５８号
愛媛県伊予郡松前町大字西古泉285番地１サクラレジデンス406号
債務者　片岡　雅美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５９号
愛媛県松山市久保445番地２　市営鹿峰団地７―２―１号
債務者　三瀬さゆみ
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６８号
愛媛県松山市歩行町２丁目６番地９　歩行町ハイツ202号
債務者　川﨑　友和
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７３号
愛媛県松山市山越１丁目16番29号　好本荘二階西室
債務者　西川　晶子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７８号
佐賀県佐賀市大財１丁目５番37号　シャネルハイツ101号
債務者　松本　信幸
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０８号
佐賀県佐賀市神園４丁目４番12号、前住所佐賀県佐賀市若宮２丁目14番１号　ホワイトピア若宮401
債務者　江嵜　京子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２４号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀1140番地８
債務者　濱　ちづ子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
佐賀県佐賀市高木瀬西１丁目２番13号
債務者　黒岩　妙子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３５号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺3559番地２　真子アパート
債務者　馬場﨑さとみ
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係